

2026 年 10 月 5 日

訂正とお詫び

下記の教材について、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のよう
に訂正いたします。

■1級土木施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集 2027 年度版(令和9年度版)

頁	該当箇所	誤	正
329	解答・解説 第4編 第4章 問題. 1 (3)	火薬類取締法施行規則において、「火薬類取扱所には平家建の建物を設け、 <u>その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。</u> 」と規定されている。	火薬類取締法施行規則において、「火薬類取扱所には平家建の建物を設け、 <u>盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。</u> 」と規定されている。
	解答・解説 第4編 第4章 問題. 2 (4)	火薬類取締法施行規則に、「発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域 <u>への通路に見張人を配置し、その内部</u> に係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。」と規定されている。	火薬類取締法施行規則に、「発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に <u>関係人</u> のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。」と規定されている。
330	解答・解説 第4編 第4章 問題. 3 (1)	火薬類取締法施行規則において、建築物の屋根の外面は、原則として、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に <u>盗難防止のための金網を張ること</u> 、また、建築物の内面は、 <u>板張りとし</u> 、床面にはできるだけ鉄類を表さないことが規定されている。	火薬類取締法施行規則において、建築物の屋根の外面は、原則として、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に <u>盗難を防止するための措置を講じること</u> 、また、建築物の内面には、 <u>取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し</u> 、床面にはできるだけ鉄類を表さないことが規定されている。

以上